

令和5年

健やかカレンダー

2023年



南田中小学校 2年 高田 愛弓

1月 JANUARY

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



開進第二中学校 1年 中川 双雲

2月 FEBRUARY

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				



旭町小学校 6年 稲葉 満月

3月 MARCH

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



石神井台小学校 1年 田中 栄人

4月 APRIL

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29



開進第四小学校 2年 橘 亜紀

5月 MAY

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



練馬第三小学校 4年 三輪 真央

6月 JUNE

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



谷原中学校 2年 安素野 心

7月 JULY

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29



大泉第二中学校 3年 清水 拓巳

8月 AUGUST

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



練馬小学校 5年 矢野 百華

9月 SEPTEMBER

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30



石神井東小学校 3年 小峰 駿太郎

10月 OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



大泉第四小学校 3年 鈴木 凜夏

11月 NOVEMBER

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



早宮小学校 5年 加藤 舞桜

12月 DECEMBER

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

練馬区子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）は、全ての区民の皆さんが、青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および行政が一体となって非行行為を防止していくことを目的とする運動です。

この健やかカレンダーは、広く区民の皆さんに「健やか運動」をPRするため、区内の小中学生から募集した作品により作られています。

練馬区青少年問題協議会 練馬区・練馬区教育委員会

令和6年(2024年)

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

国民の祝日に関する法律の改正により、祝日、休日に変更になる場合があります。